

袖ヶ浦市木造住宅耐震診断事業実施要綱
袖ヶ浦市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に係る
耐震診断士・耐震設計監理者・改修事業者登録に関する袖ヶ浦市指定講習会

令和7年度木造住宅耐震改修技術講習会のご案内

市では、木造住宅耐震改修事業における耐震技術向上を目的とし、平成20年度より、技術者の皆様を対象とした耐震技術に関する講習会を実施しております。

耐震設計監理、耐震改修工事を行う建設技術者の皆様におかれましては、ぜひ本講習会を受講され、耐震診断・耐震改修技術を修得していただくとともに、今後の業務にお役立てくださいますようお願いいたします。

記

1. 受講資格者

(1) 木造住宅耐震診断士の登録を希望する人（登録済みの診断士含む）

市内に住所がある1級建築士、2級建築士、木造建築士

(2) 業務として耐震改修の設計や工事監理に携わる人

市内の設計事務所に勤務する建築士、または市がこれと同等と認める者

(3) 業務として耐震改修工事に携わる人

市内に本店又は支店を有し、建築工事業に係る建設業法の許可を受けている人、または市がこれと同等と認める者

※上記要件に該当しない方も受講は可能ですが、講習修了証は発行できません

2. 開催日時・会場・定員

開 催 日 時	会 場	定 員
令 和 8 年 3 月 8 日 (日) 13:30~17:00	袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階会議室 3-2 (袖ヶ浦市坂戸市場 1-1)	30名 (申込先着順)

3. 受講料 無料

4. 教材 当日資料を配布します。筆記用具を持参してください。

5. 講習会申込方法等

受講申込書に記入し、下記申込先に直接提出して下さい。（郵送可）

なお、受講票等は発行致しませんので、当日受付でお名前をお伝えください。

※受講申込書は、都市整備課窓口で配布しています。（HPからダウンロード可）

○申込先 袖ヶ浦市役所都市整備課 住宅班

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

6. 申込期間と受付時間（土日、祝日を除く）

申込期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

7. その他注意事項

(1) 「講習会修了証」について

本講習会を最初から最後まで聴講された方には、「袖ヶ浦市木造住宅耐震改修技術講習会修了証」を発行します。この修了証は、耐震診断士、耐震設計監理者や耐震改修事業者の登録に必要な書類となります。

※ 受講資格に該当しない方も受講は可能ですが、修了証は発行できません

(2) 耐震診断士・耐震設計監理者・改修事業者の登録について

市民が木造住宅の耐震診断・改修工事を行う際には補助制度を利用できます。その条件として、適切な診断・工事とするべく、市に登録された耐震診断士および耐震設計監理者・耐震改修事業者により診断・設計・工事監理・施工が行われる必要があります。

※ 登録された耐震設計監理者や耐震改修事業者は、「袖ヶ浦市耐震改修事業者等登録名簿」により都市整備課ホームページ等で市民に公開されます。

申し込み・問い合わせ先

袖ヶ浦市 都市整備課 住宅班 ☎299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1－1

TEL 0438-62-3645 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）